

東京都キャップ&トレード制度

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第8回会合 議事録

1 日時

平成31年1月16日（水曜日）午前8時30分から午前10時19分まで

2 場所

東京都庁第二本庁舎10階210・211会議室

3 委員等（五十音順）

東京大学大学院 工学系研究科 建築学専攻 教授 赤司泰義 委員【当日欠席】

早稲田大学 政治経済学術院 教授 有村俊秀 委員

公益財団法人 自然エネルギー財団 常務理事 大野輝之 委員（臨時委員）

株式会社大和総研 調査本部 主席研究員 河口真理子 委員

東京大学 国際高等研究所 サステイナビリティ学連携研究機構 教授 高村ゆかり 委員（座長）

千葉工業大学 創造工学部 建築学科 教授 望月悦子 委員

4 議事

（1）2020年度以降のキャップ&トレード制度について

ーパブリックコメントの実施結果と第三期の削減義務率等の最終案ー

（2）中小規模事務所向け地球温暖化対策報告書制度における新たな取組について

5 配布資料

資料1 削減義務実施に向けた専門的事項等検討会 委員名簿

資料2 2020年度以降のキャップ&トレード制度について

ーパブリックコメントの実施結果と第三期の削減義務率等の最終案ー

資料3 地球温暖化対策報告書制度における新たな取組について

参考資料1 パブリックコメントの実施結果（概要）と今後のスケジュール

参考資料2 パブリックコメントでいただいた御意見と都の考え方について
（キャップ&トレード制度）

参考資料3 パブリックコメントでいただいた御意見と都の考え方について
（地球温暖化対策報告書制度）

参考資料4 意見募集（パブリックコメント）を行う事項

第1 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）に関する改正事項（第3計画期間（2020－2024年度）に適用する事項）

(別紙 1) 2020 年度以降(第三、四期)の削減義務率の考え方

(別紙 2) 第三計画期間における「低炭素電力選択の仕組み」について

(別紙 3) 総量削減義務の履行手段

参考資料 5 意見募集(パブリックコメント)を行う事項

第 2 地球温暖化対策報告書制度に関する改正事項

(別紙) 地球温暖化対策報告書制度における評価方法について

6 議事内容

午前8時30分 開会

○千田総量削減課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより東京都キャップ&トレード制度「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第8回会合を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、早朝からの会議への御出席につきまして重ねて御礼を申し上げます。

御案内のとおり、本日の会議は公開で行うこととなっております。

傍聴者の皆様におかれましては、会場が混み合っておりまして申し訳ございません。

また、議事進行中、傍聴者の皆様方の発言はできませんので、御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、第8回会合の開会に当たり、東京都環境局地球環境エネルギー部長の小川より御挨拶させていただきます。

○小川地球環境エネルギー部長 おはようございます。

高村座長をはじめ委員の皆様には、早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

傍聴の皆様におかれましては、職員の出勤の時間帯にも重なりまして、エレベーターの乗降等御不便をおかけいたしました。また、傍聴の際には、よろしく御協力お願いいたします。

今回の第8回目の会合では、昨年11月5日から12月4日まで実施いたしましたパブリックコメントの内容を御説明させていただきますとともに、これに対していただいたコメント、それから、都の最終案に対する御意見等を賜ればと思っております。

よろしくお願いいたします。

○千田総量削減課長 続きまして、1（2）委員の皆様の御紹介でございますが、本日の検討会の委員及び臨時委員の皆様は、前回に引き続き、資料1のとおりでございます。

なお、赤司委員におかれましては、欠席の御連絡をいただいております。

続きまして、1（3）パブリックコメントの実施結果及び今後のスケジュールについて、参考資料1に沿って御説明いたします。参考資料1を御覧ください。

パブリックコメントの実施結果と今後のスケジュールについてでございます。昨年11月から実施いたしましたパブリックコメントにつきましては、大変多くの事業者の皆様、また関係団体の皆様から建設的な御意見を多くいただきました。誠にありがとうございます。本検討会におきましては、このパブリックコメントを踏まえた制度の最終案を御検討いただきまして、年度内に決定事項が公表できるように、今後の手続を進めていく予定でございます。

「1. パブリックコメントの実施結果（概要）」でございますが、意見募集期間は昨年11月5日から12月4日までの30日間で行いました。

意見の提出の方法については、御覧のとおりでございます。

意見の提出総数、「キャップ&トレード制度」に関するものについては、43者、これは事業者の方と団体の皆様を含みますが、合計で190件ございました。また、「地球温暖化対策報告書制度」に関する御意見につきましては、7者、10件でございます。

キャップ&トレード制度に関しましては、後ほど詳細に御説明いたしますけれども、削減義務率やバンキングについての事項について多くの御意見が寄せられたところでございます。

「2. 今後の主なスケジュール」でございますけれども、本日の検討を踏まえまして、制度の最終案を速やかに公表してまいりたいというふうに思っております。

そして2月に入りましたら、規則改正に向けた手続などの実務的な動きが始まりまして、3月下旬には、制度の改正事項の決定・公表と、必要な規則改正の告示をしてまいります。

4月になって2019年度になりましたら、改正事項の周知、これは説明会などを随時開催していく予定でございますけれども、そういった事業者の皆様方への周知と、実務的には指針やガイドラインなどの改正をしていく予定でございます。

そして2020年度から改正事項の施行という形になってございます。

パブリックコメントの実施結果と今後のスケジュールについては、以上でございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、高村座長にお願いしたいと存じます。

高村座長、どうぞよろしく願いいたします。

○高村座長 おはようございます。

委員の皆さん、それから、傍聴いただいているお越しいただきました皆さん、どうも朝早くからありがとうございます。

本日の議事ですけれども、「2020年度以降のキャップ&トレード制度について」と「中小規模事業所向け地球温暖化対策報告書制度における新たな取組について」です。それぞれについて、先ほど、事務局から御説明がありましたように、昨年11月5日から12月4日にかけてパブリックコメントが行われたわけですが、そこで寄せられた御意見について、都の考え方と、それから、そのパブリックコメントを踏まえた上での制度最終案について御議論をいただきます。

それでは、まず最初の議事ですけれども、資料2の2020年度以降のキャップ&トレード制度について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。それでは、資料2に沿って、パブリックコメントの実施結果、また、第三期の削減義務率などの最終案について御説明してまいりたいと思います。

スライド1を御覧いただけますでしょうか。

今回の検討事項ですが、今、高村座長からいただきましたように、パブリックコメントに寄せられた御意見、また、それに対する都の考え方を基に、第三期の削減義務率などの基本事項の最終案について検討を行っていただきたいと思いますと考えてございます。

最初にパブリックコメントの実施結果の概要について御説明いたしまして、その後、いただいた主な御意見とそれに対する都の考え方、そして最終案について御説明してまいり

たいと思います。

それでは、2 ページ目へお進みください。

キャップ&トレード制度については、第三期の削減義務率等、11 項目に関する意見の募集を行いました。①基準排出量から始まりまして⑪バンキングの仕組みまででございます。表の下に注意書きを書いてございますように、こちらの検討会とは別に都で検討を行った事項も含めておりまして、⑤排出係数、⑦低炭素熱の選択の仕組み、⑧高効率コジェネの取扱いでございます。こちらも含め、11 項目の意見募集を行ったところでございます。

意見募集の結果でございますけれども、下表にそれぞれの事項に関していただいた御意見の件数をお示ししております。御覧のとおり、②削減義務率に関する御意見が49 件と多くの御意見を頂戴いたしました。また、続いて⑪バンキングの仕組みにつきまして29 件の御意見をいただいております。そのほか、新規事業所の取扱いであるとか、トップレベル事業所認定の仕組み、低炭素電力の仕組みについては、それぞれ10 件程度の御意見をいただいているところでございます。

また、⑪バンキングの仕組みの下に記載しておりますが、①から⑪までの事項以外の制度に対する御意見なども頂戴いたしまして、そちらがまとめて28 件という状況でございます。

以後の資料でそれぞれの事項についていただいた御意見などを御説明してまいりたいと思います。

3 ページへお進みください。

こちらページの一番上、点線枠の中に記載させていただいておりますように、本日は、これまでの検討会において検討していただきました第三期の削減義務率等の最終案を検討していただくため、この資料2 では、パブリックコメントに寄せられた主な意見を要約して掲載してございます。いただいた全ての御意見のうち、非公表を希望された御意見以外のものについて、東京都の考え方をお示した参考資料2 を用意してございますが、本日の説明は、今御覧いただいている資料2 を基に御説明していきたいと思います。

また、各事項について、パブコメでお示した案、寄せられた主な御意見と都の考え方、そして最終案という構成で掲載してございまして、順に御説明してまいりたいと思います。

それでは、3 ページ、①基準排出量でございます。

パブリックコメントでお示した案でございますが、第三期開始前に既に削減義務の対象である事業所につきまして、第二期に適用されている現行の基準排出量をそのまま継続するという案でございます。

また、第三期の途中から新たに削減義務の対象となる事業所につきましては、第一期、第二期と同様に、過去の排出実績、又は排出標準原単位のどちらかを選択して設定する方法を御提示したところでございます。

これに対してパブリックコメントに寄せられた御意見でございますが、全ての御意見がこちらに記載してございますように、都が示した案のとおり、第二期に適用されている現行の基準排出量を継続すべきという御意見をいただいております。その理由といた

しまして、基準年度を変更してしまうと事業所の過去の努力が反映されない、そういったことから継続すべきという御意見をいただいております。

この御意見に対する都の考え方でございますが、これまでも検討会で御説明してきたことの繰り返しにはなりますが、説明させていただきたいと思います。

東京都は、第1回検討会におきまして、現状の取組レベルを明確化することを目指した案といたしまして、全ての事業所で新たに基準排出量を設定する案を御提示いたしました。

これに対して、本制度の窓口でありますとか、また、第3回の検討会において対象事業所の意見を聞く会を開催させていただきましたが、こちらにおいて「これまでの削減実績の反映方法に関するわかりやすさ」や「削減への取組継続に向けた制度としてのわかりやすさ」、こういったことを求めて、東京都が示した「新たな基準排出量を設定する案」に反対する御意見が寄せられました。

そこで、東京都といたしましては、これらの事業所の皆様からの御意見を踏まえまして、その後の検討会において「現行の基準排出量を継続する案」も併せて提示させていただき、検討していただいたという経緯がございます。

検討会におきましては、委員の皆様からも、対象事業所の皆様がさらなる削減を推進していく上で、取り組みやすさであるとか、わかりやすさの観点というのは重要であり、いずれの基準排出量であっても、2030年からバックキャスティングする削減義務率の水準が同程度であるのであれば、「現行の基準排出量を継続する」ということでもよいのではないかという御意見をいただきまして、東京都といたしましては、「現行の基準排出量を継続する案」に変更いたしまして、パブリックコメントを実施いたしました。

検討会においていただいた御意見でありますとか、今回、パブリックコメントへ寄せられた御意見も踏まえまして、「現行の基準排出量を継続する案」が妥当であると考えておりまして、最終案は、パブリックコメントでお示しした案としたいと考えてございます。基準排出量については以上でございます。

続きまして、4ページ、②削減義務率でございます。

4ページにはパブリックコメントでお示しした案を掲載してございますが、削減義務率は、オフィスビル等が27%、オフィスビル等のうち地域冷暖房など他人から供給された熱を多く使っている事業所は25%、また、工場なども25%という削減義務率を御提示させていただきました。

また、表下のアスタリスクに3点ほど記載してございますが、医療施設につきましては、第二期から第三期にわたる激変緩和措置といたしまして削減義務率を2%減少するという御提示しました。

また、第三期の途中から新たに削減義務の対象となる新規事業所には、原則、第二期の削減義務率を適用。ただし、経過措置も設ける必要があるということを御提示いたしました。

また、3点目に記載しておりますのは、中小企業等が2分の1以上を所有する大規模事業所は第二期から削減義務の対象外としているという取扱いでございます。

以上がパブリックコメントでお示しした削減義務率に関する案でございます。

続いて、5ページには、この案に対して寄せられた御意見と都の考え方を掲載してございます。いくつかの御意見を分類してお示ししています。

まず、最初に、削減義務率の水準に関する御意見でございます。四角枠の中に記載させていただきましたが、1点目は、第三期の削減義務率は、事業者が適切な努力で達成可能な水準に引き下げるべきであるという御意見です。

2点目は、都の2030年目標はパリ協定に沿って引き上げるべきであり、削減義務率は十分高いものにし、都の排出量削減を加速させるべきという御意見を頂戴しております。

これに対する都の考え方でございますが、東京都は2007年度に気候変動対策方針を策定いたしまして、大規模事業所には大量排出者として率先して削減に取り組んでいただく責務があるということから、2008年度に条例によってCO₂排出総量削減を義務付ける本制度を導入したところでございます。その後、対象事業所の皆様から建設的な御意見をいただいて、これまでも御意見を踏まえて制度の詳細を整備し、運用してきたところでございます。そういった中で、対象事業所の皆様には多大な御協力をいただいて削減に取り組んでいただいているという状況でございます。

第三期が始まる2020年度以降の制度は、「都の2030年までの削減目標の達成」、また、その先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる新たなステージといたしまして、「省エネの継続」と「低炭素エネルギー（再エネ）の利用拡大」によって、さらに削減を推進していただくフェーズであると東京都は考えてございます。

第三期の削減義務率は、この2030年目標の達成に向けた大規模事業所の目標排出量からバックキャスティングして算定したものでございますが、2016年度の対象事業所の皆様の排出実績では、約4割の事業所で既に第三期の削減義務率以上の削減を達成していただいている状況でございます。一方で、残りの6割の事業所の皆様では更なる追加削減が必要になってくるという状況です。

これまでの検討会では、対象事業所の皆様から御提出いただいた点検表のデータから保守的に算定した省エネ余地の分析結果をお示ししましたが、こちらをそれぞれの事業所で考慮いたしますと、これまでに実施していただいております省エネ対策を継続していただくことに加えて、まだ実施されていない運用対策を実施していただくことや、更新時期を迎えた設備機器を高効率化していただくことによって、約7割事業所で自らの省エネ対策によって第三期の削減義務率以上の削減が可能であると見込んでございます。

さらに、第三期には拡充案を御提示している低炭素電力の選択の仕組み、また第二期からのバンキング、全体で1,000万トンほどが見込まれますが、バンキングの活用や排出量取引を活用していただくことで、第三期の削減義務率は全ての事業所の皆様に達成を目指して取り組んでいただけるものと考えてございます。

なお、東京都が検討会でもお示した「ゼロエミッション事業所」を目指して、先進的な省エネ技術の導入でありますとか再エネ利用拡大、こういったことによって、今後、大幅削減を実現する事業所の取組を評価する考え方や、その評価方法について、別途改めて検討してまいりたいと考えてございます。

以上が削減義務率の水準に関する御意見に対する都の考え方でございます。

続いて、6ページにお進みいただけますでしょうか。

引き続き削減義務率への御意見でございますが、こちらでは区分等に関する御意見について御説明してまいります。

冷凍冷蔵倉庫、データセンターは、業種の特性を踏まえて、区分Ⅰではなく区分Ⅱにすべきという御意見や、また、地冷などから熱を受け入れていて熱源の少ない区分Ⅰ－2の削減余地は極めて少ないということを考慮して、削減義務率をさらに引き下げるべきであるという御意見をいただきました。また、3点目でございますが、電事法に関連する義務緩和、これは第二期に実施しているものですが、これは第三期にも継続すべきといった御意見が寄せられてございます。

これに対する都の考え方でございますけれども、まず最初に、削減義務率の区分に関してでございますが、第三期においても、第一期、第二期と同様に、地域冷暖房などの熱を多く利用している熱源設備が少ない又は無い区分Ⅰ－2の事業所でありますとか、汎用設備以外の設備が事業所全体のエネルギーの消費量の大半を占める工場などの区分Ⅱの事業所につきましては、その特性を踏まえてその他の区分Ⅰ－1としているオフィスビル等とは別に分類して削減義務率を設定したものでございまして、この考え方は妥当であると考えてございます。

また、それぞれの区分の削減義務率につきましては、単に第一期、第二期の区分間の比率であるとか差をそのまま横引きしたのではなくて、これまで対策に取り組んでいた状況でありますとか、設備の状況、これを基に算定いたしました第三期までの省エネ余地の差、これが2ポイントであるということを検討会でもお示ししましたが、こちらを踏まえて検討して御提示したものでございますので、今回、パブリックコメントでお示した案が妥当であると考えてございます。

また、第二期に実施している電事法に関する義務緩和についてですが、もともと電事法の使用制限の緩和は、需要側の使用最大電力削減の順守を主目的とした罰則付きの制度として行われたもので、また、ピーク電力削減の困難性などの観点から緩和措置も取られたというものでございました。

第二期の義務率を検討したのが2013年度でございますけれども、この検討段階で第一期の最初の3か年、これが2010年から2012年度になりますが、ここにおける対象事業所の削減対策の状況などを分析いたしました際に、2011年度に実施された電事法の使用制限が対象事業所においてどのような影響があるか、ということを検討いたしました。

東京都としては、使用最大電力の削減率が0%又は5%に緩和されていた事業所につきましては、2011年度の段階では一部の省エネ対策の計画的な実施が比較的困難であると社会的にも配慮されたと捉えることが適切ではないかと、当時考えまして、使用制限の程度が0%又は5%に緩和された事業所の一部については、2015年度からの第二期、第一期より義務率が9ポイント上昇するものでございましたが、ここでの特別な配慮、限定的な対応として緩和することとしたものでございます。

以上のようなことから、パブリックコメントでお示しましたように、使用制限の緩和を受けていた時点から10年以上経過する第三期では、電事法に関連する義務緩和は

実施しないことが妥当であると考えてございます。

続きまして、7ページでは、削減義務率に関する御意見のうち、稼働率増加への対応に関する御意見について御説明いたします。

東京オリンピック・パラリンピック等に向けて稼働率増加が見込まれるホテルにつきましては、オーナーの努力にかかわらず、大幅な排出量増加が見込まれることから、新たな緩和策を設けるべきであるという御意見をいただいております。

これに対する都の考え方でございますが、繰り返してございますが、大規模事業所には大量排出者として率先して削減に取り組んでいただく責務があるということから、削減を義務付ける本制度を導入しているという背景がございます。

また、本制度は、単年度ごとに義務を達成していただくのではなくて、各期5年間で義務達成を目指すことができる仕組みにしております。そういったことから一時的な稼働率の変動、これは増減両方あると思いますが、変動がある場合にも5年間での計画的な省エネ対策の実施でありますとか、低炭素電力の調達、また前期からのバンキングや排出量取引などを活用いただくことで、義務達成を目指していただけるものと考えてございまして、パブリックコメントでお示しした案でお願いしたいと考えてございます。

また、もう1点、テナント対策に対する御意見でございますが、賃貸オフィスビルではテナントの協力が不可欠であり、テナントの削減努力を促すための支援措置を創設すべきという御意見を頂戴いたしました。

都の考え方でございますが、制度導入時に「テナントが入居する事業所において削減を実現するには、オーナーとテナントの協力関係が不可欠である」との御意見が事業所の皆様から寄せられまして、そういった御意見も踏まえて、本制度では全てのテナント事業者に対して、オーナーの削減対策に協力する義務をお願いしております。また、特定テナント等事業者、これは規模が大きいテナント事業者になりますが、特定テナント等事業者につきましては、削減対策に関する計画書の作成、提出を義務付けているところでございます。

さらに、2014年度からは特定テナント等事業者につきましては、省エネ対策の取組を都が評価して公表する仕組みも開始いたしまして、テナント事業者の皆様の更なる削減の実現を目指してまいりました。このような仕組みを開始して以降、評価が優良なテナント事業者の割合が増えてきておりまして、テナント事業者の皆様にも省エネに向けた取組を着実に進めていただいていると考えてございます。

東京都といたしましても、今後もテナント事業者の皆様の省エネ対策を継続して推進してまいりたいと考えてございまして、評価の項目につきましては、これまでの取組実態等を反映した見直しを検討し、事業者の皆様の御協力をいただきながら、今後も対策を進めていきたいと考えてございます。

また、こういったテナント事業者の皆様の優良な取組につきましては、省エネセミナーなどを通して他のテナント事業者の皆様へ展開する取組も、今後も継続してまいりたいと考えてございます。

以上が削減義務率に対する御意見と都の考え方でございまして、最終案といたしまし

ては、パブリックコメントでお示しした案で事業所の皆様に取り組をお願いしたいと考えてございます。

続きまして、8ページの方へお進みいただけますでしょうか。③新規事業所の取扱いでございます。

パブリックコメントでお示しした案でございますが、基準排出量につきましては、先ほども御説明いたしましたように、第一期、第二期と同様に過去の排出実績、又は排出標準原単位で設定する案、削減義務率につきましては、原則、第二期の削減義務率を適用、ただし、これには経過措置を設定するという案を御提示しております。

経過措置期間につきましては、表の右側にアスタリスクで書いておりますように、第二期の途中から削減義務の対象となった事業所に第一期の削減義務率を適用していることですか、建物の新築時に設計から竣工まで一定の時間を要することを踏まえまして、第二期の削減義務率を原則としつつも、2020年から2023年までは経過措置期間として第一期の削減義務率を適用するというものでございます。

こういった東京都の案に対していただいた御意見でございますが、基準排出量の設定方法、また、削減義務率を段階的に適用していくということについては、東京都の示した案のとおりとすべきという御意見をいただいております。

一方で、第三期の新規事業所には、第二期の削減義務率を原則適用するのではなく、第一期の削減義務率を適用すべき、経過措置期間を5年間にすべきという御意見を頂戴しています。また、第四期の新規事業所には、初年度から35%の義務率が適用されてしまうことも危惧される、とった御意見をいただいております。

これに対する都の考え方でございますけれども、新規事業所につきましては、御意見いただきましたとおり、新規事業所には新築が多く、一定程度、省エネ設備などが導入されていると想定いたしまして、東京都といたしましても一定の対応が必要であると考えてございます。

ただし、第三期の新規事業所の削減義務率につきましては、既存事業所には2030年目標の達成に向けた義務率として27%又は25%を適用する中で、排出標準原単位で基準排出量の設定を可能とした上で、第二期の削減義務率を適用するものであるということ。一方で、事業所の新築において、先ほど申し上げたような事情から、第一期の削減義務率を適用する経過措置期間も必要と考えたものでございまして、パブリックコメントでお示しした案が妥当ではないかと考えてございます。

なお、第四期の削減義務率について危惧されるという御意見をいただいておりますが、第四期の削減義務率でありますとか、新築事業所の取扱いにつきましては、第四期開始前に別途検討の上、決定してまいります。

以上のことから、最終案といたしましては、パブリックコメントでお示しした案としたいと考えてございます。

続きまして9ページ、④トップレベル事業所認定の仕組みでございます。

パブリックコメントでお示しした案でございますが、削減義務率については、第一期、第二期と同様に、2分の1又は4分の3に減少するという案でございます。

また、2020年度から適用する認定基準を見直すことなどを御提示させていただき

ました。

これに対して寄せられた御意見と都の考え方でございますが、まず、1点目、削減義務率をゼロとする制度を創設すべきという御意見でございます。

また、認定基準が煩雑で極めて申請コストが高く、環境認証の取得を評価するなど、簡素化や低廉化を図り、事業者の努力が正しく評価できるよう制度の改善を図るべきという御意見をいただきました。

また、認証基準の変更の公表時期についても検討いただきたいという御意見をいただいております。

都の考え方でございますが、トップレベル事業所の皆様には、これまでも他の事業所の皆様と同様に大幅削減を進めてきていただいております、東京都としても心より感謝申し上げます。一方で、第三期が始まる2020年度以降の制度は、省エネの継続、再エネ利用拡大によって、更なる削減を目指していただきたいフェーズであると考えておりまして、トップレベル事業所の皆様におきましても、更なる削減を目指していただきたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、今後、「ゼロエミッション事業所」を目指していく事業所の評価の考え方、評価方法については、別途改めて検討してまいりたいと思っております。

また、トップレベル事業所の仕組みは削減義務率の減少という大きなインセンティブを与えるものでございまして、きめ細かく評価項目を規定し、様々な根拠資料の作成、提出をお願いしているものでございます。これまでも負担軽減に関する御意見をいただき、東京都といたしましても簡素化などに取り組んでまいりましたが、今後も提出書類の様式の簡素化など、継続して見直しを進めていきたいと考えております。

また、環境認証の取得の評価についての御意見をいただいておりますが、こちらにつきましては、第三期の基準におきまして、他の環境認証を取得している場合に加点を付与するなどの評価項目の新設を検討してまいりたいと考えております。

こういった認定基準の見直しを、今年度末に向けて、これまでの御意見であるとか、今回の御意見も踏まえて検討してまいりたいと考えておりまして、基準の改訂が決定次第、速やかに公表してまいりたいと思っております。

以上のことから、最終案についてはパブリックコメントでお示しした案としたいと考えてございます。

では、10ページへお進みください。低炭素電力選択の仕組みについてでございます。

パブリックコメントでお示しした案を10ページに掲載してございますが、低炭素電力につきましては、第二期と同様の仕組みで継続しつつ、こちらに示しているような拡充案を御提示しております。

国が推進する非化石価値証書等を活用した電力も再エネを活用した電力として位置付けることや、「電力メニュー」も対象にすること、また、CO₂排出係数が都の認定基準0.37以下の電力を調達した場合には、第二期で設定している活用上限を撤廃して削減量として全量算定できるということを御提示しております。

また、再エネ電源割合が30%以上と高い電力を調達したときには、削減量を追加し

て算定できることを御提示しました。

算定式については、資料下に記載しておりますように、排出係数差による削減量と、それに加えて再エネ電源割合による削減量を算定するというものでございます。

一方、高炭素電力でございますが、高炭素電力を調達した場合には、第二期と同様に「排出量」として算定して、事業所の排出量に加えるという第二期の仕組みの継続を御提示しております。

高炭素電力の要件でございますが、排出係数が0.70以上の電力として、第二期の水準を継続するという案を御提示したものでございます。

それに対する御意見は、11ページにございます。

まず最初に、低炭素電力の選択を評価する仕組みへの御意見でございますが、こちらについては、第三期においても継続することに賛同するであるとか、東京都が示した省エネ対策の継続に加えて、再エネの利用拡大を推進していく方針に賛同される御意見をいただきました。

一方で、事業所の皆様が電力を調達する際に、選択肢と検討時間が十分確保されなければならず、東京都は認定を速やかに行って公表すべきである。また、制度の詳細を早期に、かつ、わかりやすく事業者にも周知すべきであるという御意見をいただきました。

また、低炭素電力調達はコスト負担が大きく、コスト面での補助がなければ切替えが進められないという御意見もいただいております。

都の考え方でございますが、対象事業所の「低炭素電力」の選択行動を促進する観点から、第三期にもこの仕組みを継続することは、都としても妥当であると考えてございます。

御意見いただきましたように、低炭素電力事業者の認定・公表の時期については、対象事業所の皆様の電力選択の期間などを十分確保する観点から、可能な限り早期に認定・公表をできるよう努めてまいりたいと考えております。また、仕組みの詳細についても、皆様が御理解していただけやすい方法を検討し、説明会などにおいて速やかに周知してまいりたいと考えております。

また、低炭素電力はそれぞれ電力構成が異なりますので、かかる調達コストも様々ではございますが、この制度での義務達成の手段は、事業所の皆様がそれぞれ柔軟に選択いただくことができるものでございまして、省エネ対策、排出量取引に加えて、この低炭素電力選択の仕組みの活用も、義務達成の選択肢の一つとなると東京都としては考えてございます。

12ページでございます。

低炭素電力の認定基準に関する御意見ですが、都が示した排出係数0.37以下という基準に対する御意見として、FIT再エネの取扱から「調整後排出係数」に限定すべきという御意見もいただきました。

また、非化石価値証書を考慮するということは、現状を踏まえると容認せざるを得ないが、非化石価値証書は、現時点では、電源の種類や持続可能性等の確認ができず、将来的にこの状態が続くことが望ましくないので、電源の種類や持続可能性等について確認できることを条件とすることを検討してはどうかという御意見をいただきました。

また、高炭素電力につきましては、現在、排出係数0.70以上という基準にしておりますが、0.60程度に見直すことが必要ではないかという御意見をいただいております。

これらに対する都の考え方でございますけれども、この仕組みでは、第二期からFIT再エネも含めた基礎排出係数で評価しておりまして、これは電源重視の考えからそのようにしているものです。第三期には、第二期の考え方を踏襲しつつ、昨今の環境価値利用による電力選択の多様化への対応といたしまして、調整後の排出係数も評価に加える案を提示しているものでございます。また、電気事業を取り巻く需給両面の変化を踏まえ、本仕組みの目的である「再エネ利用の喚起」及び「新たな再エネ電源の創出」に向けては、都がお示しした案が妥当ではないかと考えてございます。

また、非化石価値証書の取扱いでございますが、電源種別の情報などが証明できるようになった際は、今回いただいた御意見、また国の議論なども踏まえて、電源種類や持続可能性等について確認できることを条件にすることも検討してまいりたいと考えております。

最後に、高炭素電力の要件でございますが、現在設定している0.70という要件は、石炭火力発電の中でも最も高効率なIGCC、こちらが排出係数0.71程度でございますが、これも高炭素電力に該当するレベルに設定しているものでございます。現在のIGCCの水準も同程度であると考えますので、パブリックコメントでお示ししているように、現行の認定基準を継続することが妥当ではないかと考えております。

以上のことから、低炭素電力の仕組みに関しては、パブリックコメントでお示しした案を最終案としたいと考えてございます。

続いて、13ページで再エネクレジット、再エネ自家消費の取扱いについて御説明したいと思います。

パブリックコメントでお示しした案でございますが、再エネクレジットにつきましては、これまでバイオマス以外は1.5倍換算していたところ、全ての再エネ種別で1.0倍にするという案を御提示いたしました。

再エネの自家消費につきましては、引き続き1.5倍換算にするという案を御提示しております。

御意見ですが、再エネクレジット価格は依然として高額であり、インセンティブが必要であるため、バイオマス以外の換算率は現行どおり1.5倍とすべきという御意見をいただきました。

都の考え方でございますが、今回御提示した1.0倍に変更する案は、再エネの発電コストが低減してきていること、また、再エネ利用の選択肢が多様化してきていること、そういった電気事業を取り巻く環境が大きく変化してきたことを踏まえ御提示させていただいたものでございますので、パブリックコメントでお示しした案が妥当であると考えまして、これを最終案としたいと考えてございます。

では、14ページからバンキングの仕組みについて御説明させていただきたいと思っております。

バンキングの仕組みにつきましては、全体で30件近くの御意見を頂戴いたしました。

東京都が御提示した案は、現行の仕組みと同様に、超過削減量等を翌期に繰り越して利用することができる仕組みを継続していくという案ですが、多くの事業所の皆様からは、様々な理由からバンキングの利用期限は撤廃すべきという御意見をいただいております。

例えば、制度として一貫性がない点で問題であるとか、これまでの事業所の取組が評価されない、早期削減を行った事業所はインセンティブが得られないまま第一期の大半のクレジットが失効する、事業者の努力が報われないなどの御意見をいただいております。

また、クレジットは削減努力の成果の結実であり、資産である。この資産が無価値になるのであれば、削減努力よりもまずは使い切ったほうがよいと判断され、追加的な実削減へ向けた対策実現を促すことには反する、というような御意見もいただいております。

また、バンキングの目的は、総量削減目標の達成のための「削減量にムラが出た際の平準化」であるが、この手法を失ってしまうという御意見。また、一斉にクレジットが売却され、消滅すると、取引価格のボラティリティが増大し、トレードが成り立たなくなるおそれもあるという御意見。クレジット価格が省エネや技術革新による二酸化炭素限界削減費用、設備投資費用、これを下回る状況が続くと、省エネ技術革新を阻害する可能性があるなど、様々な理由から、利用期限は撤廃すべきであるという御意見を多くいただいたところでございます。

これに対しまして、東京都の考えを15ページに掲載しておりまして、御説明させていただきますと思います。

本制度では、単年度ごとではなく、各期5年間の中で義務達成を目指すことができる仕組みでございます。さらに、当期の削減義務率以上の削減を進めていただく「早期削減」を促進する観点から、事業所の皆様の早期の省エネ投資の成果、超過削減量等でございますが、これを当期の排出量取引だけではなく、翌期の自らの義務達成、又は排出量取引にも活用していただく「バンキングの仕組み」を制度開始当初から導入してございます。

一方で、「早期削減」を促すと同時に、低炭素・脱炭素社会の実現に向けては「継続的な追加削減」を推進していただく必要もございます。「当期の超過削減量を削減義務率が上昇する翌期にも利用することができる仕組み」、これがバンキングになりますが、これは、「翌期の実削減が削減義務率未満であっても義務達成を可能とする」ものでございますので、後期における追加的な実削減への影響も考慮いたしまして、制度導入当初より「翌期に限る仕組み」として導入しているものでございます。多くの事業所の皆様は、制度導入が決まった2008年度以降、意欲的に早期削減に取り組まれ、対象事業所全体では第一期初年度の時点で既に第一期の義務率を上回る基準比10%削減を達成していただいております。

また、2011年の震災後も無理のない賢い節電にシフトしていただきながら、大きくリバウンドすることなく削減を継続していただいております。その結果、第一期には9割もの事業所の皆様が取引をせず自らの削減対策で義務を達成していただき、約

8割の事業所が既に第二期の削減義務率以上の削減を達成していただいているという状況にあります。

今、申し上げたような大幅削減を達成していただいた事業所の皆様からは「第二期も削減不足にならないので、第一期の超過削減量は使えないまま消滅してしまう」、「これまで取組を進めてきた事業者の努力が報われない」、そういった理由から「バンキングを無期限に認めるべき」との御意見をいただきました。

対象事業所の皆様の「早期の投資などによる削減成果を第三期以降にも反映すること」については、事業所の皆様の御意見でありますとか、検討会における議論も踏まえ、「新たな基準排出量を設定する案」を「現行の基準排出量を継続する案」に変更してパブリックコメントを実施するといった対応を行ってまいりました。

また、これまでの制度運用におきましては、対象事業所の皆様から、この制度の超過削減量等のクレジットをこの制度以外でも利用したいという御意見をいただいていたことも踏まえまして、本年度より、超過削減量及び中小クレジットにつきましては、本制度外においても事業所の皆様のCSR目的などで御利用いただける新たな仕組みも導入してまいりました。今後、超過削減量、中小クレジットに加えて再エネクレジットなどにつきましても、同様に本制度外で利用できるように東京都としても対応してまいりたいと考えてございます。

第三期、第四期には、「2030年目標の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えた新たなステージとして、省エネの継続に加えて再エネ利用拡大によって、更なる追加削減をお願いしたいフェーズであると考えてございます。

以上のことから、これまでのバンキングに対する東京都の考え方に基きまして、第三期におきましても、バンキングは翌期までとする案で事業所の皆様に御理解、御協力をいただきたいと考えてございます。

以上がバンキングの期限に関する御意見への都の考え方でございます。

16ページは、第6回検討会資料でお示した図の再掲でございます。

では、17ページに進んでいただきまして、バンキングに対するその他の御意見でございます。

2点ございまして、一つはBORROWING制度を創設すべきという御意見でございます。もう1点が消滅するクレジットが累計で大量となっていくことから、事業所にとって初めての手続が発生するだけでなく、資産への影響など、様々な影響が想定される。クレジットの制度外利用の迅速な拡大、またクレジット価格・取引状況の把握と検証など、都が責任をもって行う必要があるといった御意見をいただいております。

都の考え方ですが、都といたしましては、先ほど申し上げたような早期削減を推進するという考えでございますので、BORROWINGの仕組みは、現行どおり導入しないことが妥当ではないかと考えてございます。また、先ほどから申し上げておりますように、この制度は各期5年間で達成をお願いしている仕組みでございますので、事業所の設備の更新計画でありますとか、対策コストなどを踏まえて、義務達成手段を柔軟に判断、選択していただくことができるものと考えてございます。

また、2点目の御意見に対してですが、東京都は、制度外利用を本年度から始めてお

りますけれども、この仕組みや必要な手続については、ガイドラインであるとか、排出量取引セミナーなどで事業所の皆様へ御案内を進めているところでございます。今回いただいた御意見も踏まえまして、できる限り事業所の皆様の御負担を軽減できるよう、今後とも、クレジット価格や取引状況の把握でありますとか、その情報提供、また、期限到来前の事業所の皆様への周知、窓口における相談対応など、責任持って取り組んでまいりたいと考えております。

以上のことから、バンキングに関する仕組みにつきましては、パブリックコメントでお示した案で御協力をお願いしたいと考えてございます。

以上がバンキングに関する事項でございます。

残りの資料で、最初にも申し上げました、パブリックコメントを行った事項以外の制度への御意見などについて、大きく3点いただいておりますので、都の考え方も含め、ご説明してまいりたいと思います。

まず、1点目、18ページでございますが、こちらは検討会の進め方に関する御意見でございます。

検討会は、専ら制度設計について論じる場となっており、事業者の事務的負担についても、しっかり検討すべきという御意見をいただいております。

また、この検討会は主に学識委員で構成されているが、事業者の声が十分反映されているのか。今後の検討会においては事業所の代表を参加させるなど、より事業者に寄り添った議論を行っていくべきだという御意見をいただいております。

都の考え方でございますが、この検討会は、条例の規定に基づいて削減義務率を検討するため、専門的知識を有する方を委員として実施しているものでございます。

今回の検討会では、委員の皆様が削減義務率を検討する上で事業所の皆様の意見、実情などを聞くために、第3回会合において、そのような機会を設定させていただいたところでございます。

また、東京都といたしましても、これまでの制度運営、また、これまでの検討過程においても事業者の皆様からの意見は伺ってきておりまして、そういった意見を事務局案へ反映できるよう、これまでも努めてきたところでございます。そういった中で、現行の基準排出量を継続する案に変更するといった対応も行ってきたところでございます。

事業所の事務負担軽減をしっかりと検討すべきという御意見もいただいておりますが、これまでも事務所の皆様からいただいた御意見を踏まえて、負担軽減を図るための取組を行ってきておりますが、今後も事業所の皆様の御意見を踏まえて、引き続き、負担軽減等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

19ページは、本制度に関する御意見でございます。

キャップ&トレード制度のような規制的施策とは異なる、事業者が自主的に削減を進める意欲を喚起するインセンティブ、例えば早期に2030年目標に到達した事業所への優遇措置、こういったものを設けるべきという御意見でございます。

東京都は、先ほどから申し上げておりますように、大規模事業所の責務として削減を義務付ける本制度を導入しているところでございますが、パリ協定が目指す「実質ゼロ」

に向けて、東京都といたしましても「ゼロエミッション東京の実現」に向けた取組を推進していくことにしております。

今回いただいた御意見も踏まえまして、今後、「ゼロエミッション事業所」を目指し、先進的な省エネ技術の導入や再エネ利用拡大によって大幅削減を実現する事業所の取組を評価する考え方、評価方法につきましては、別途改めて検討してまいりたいと考えてございます。

最後20ページに、他の分野での取組などに関する御意見でございます。

厳しいキャップ設定により再エネ拡大を図ろうとすることは制度の趣旨になじまない。削減義務の水準は事業者の取組を促すような水準に設定すべきであり、再エネ促進方策として用いることで目標が非現実的なものとなることは容認できない、などの御意見をいただいております。

また、排出量削減は、都民や事業者などの関係者が一体となって取り組むべき重要な課題であり、業務・産業部門だけでなく、運輸・家庭部門の取組もしっかり進めていくべきであるという御意見をいただいております。

さらに、中小規模事業所につきましては、大規模事業所と同様に排出総量削減を促す制度を中小規模事業所にも順次拡大していくべきという御意見をいただいております。

東京都の考え方でございますけれども、繰り返してございますが、東京都としては、大規模排出事業者への責務という観点から削減を義務付ける本制度を導入しております。

また、2020年度以降の制度は、2030年目標の達成、また脱炭素社会を見据えて削減を進めていくフェーズであると考えております。

今回御提示した第三期の削減義務率は、2030年目標の達成に向けて算定したものでございますけれども、パリ協定を踏まえた脱炭素の動きを捉えて、事業所の皆様が再エネ利用を進めていく取組を本制度でも評価することが再エネ利用拡大にもつながるものと考えまして、低炭素電力選択の仕組みの拡充なども御提示してきたものでございます。

御意見のとおり、都の2030年目標の達成には、大規模事業所の皆様だけではなく、同じ業務・産業部門における中小規模事業所、また運輸・家庭部門についても、対策を進めていくことが重要であるということは、東京都としても考えてございます。そういったことから、東京都としても、様々な取組を進めているところでございますが、今後も引き続き各部門で実効性ある対策を推進してまいりたいと考えてございます。

また、中小規模事業所につきましては、この後、御説明させていただきますように、更なる取組を推進するために、2020年度以降には、中小規模事業所の取組を評価・公表する仕組みを導入してまいりたいと考えてございます。

以上、パブリックコメントでいただいた意見と都の考え方、また、第三期の削減義務率などの最終案について一通り説明させていただきました。

○高村座長　ありがとうございます。

大変多くの意見を、事業所あるいは事業者団体からいただいたと思います。とりわけ冒頭に件数も御紹介ありましたが、基準排出量を含む削減義務率、それからバンキングについては、特に多くの意見をいただいたと思います。これらについては、御存じのと

おり、事業者の皆様から第3回の検討会のときに意見表明をしていただきましたし、事務局に対しても個別に要望があった点とも聞いております。

それでは、資料2について、ただいま事務局からパブリックコメントを踏まえた都の考え方について説明がございましたけれども、委員の皆様から御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思います。

河川委員、お願いいたします。

○河川委員 ありがとうございます。

非常に広範なことに関して細かく御説明をいただいたので、全体の感想というか、考え方について述べたいと思うんですけれども、いくつか事業者の方からは、いろいろと制度設計をもう少しやりやすいような形にしてほしいというような要望があったのと、それから、こういうのを新設したらどうだ、みたいな意見があると、実はこういうのがあるよという都のコメントがあったりして、この計画の全体像を事業者含めた皆さんがちゃんと理解しているとも思えず。局所的なところを見て、こうなっているはずだということで、非常に批判的なコメントになっている部分もあるのかなと。でも、この全体像を見るというのは、めちゃくちゃ、これは大変なことなので、実際に現場でこの仕組みを導入してやっておられる方というのは、非常に分かりづらいだろうなと思いました。それで、いくつか整理したマッピングみたいなものがあつたらいいのではないかと。

一つは、この制度というのが、東京都が考えている低炭素戦略の中のどのあたりに位置付けられているのかと。最後の方でありましたけれども、中小企業でやるべきだとか、運輸部門でやるべきだ、という御意見もありました。それは都全体の脱炭素戦略の一環だと思うんですけれども、この制度でカバーしているものではない。じゃあ、都の戦略の中でこの制度がどこを受け持っているのかなということを、少し分かりやすく見せるということが、まず第1点。

それから、事業者の意見があまり反映されていないよというような御意見もあって、確かに制度の仕組みとして、見えやすい仕組みとしては検討会があります、1回ヒアリングをしましたというところは見えているんですけれども、御説明の中で、随時いろいろな意見を受けているんだよみたいなのはあるんですが、その形が見えていないので、都が勝手にやっちゃっているんじゃないかというイメージを持たれる方も多いと思うんです。具体的にどのように現場の事業者の提案を受け入れているのか、事務の簡素化などについては、本当に実際にやられている方たちの意見も入れていると思うんですけれども、それが明示的に「こういうふうな提案がありました」、「こういう簡素化案がありました」みたいなことを見せていただいて、「こういうところはどんどん随時フレキシブルにやっていますよ」みたいなものもを見せていただくと。そうすると、いただいたコメントの何割かは結構そういうふうな部分にあるものがあると思うので、そうすると、気分的にもすっきりすると思うんです。何か全然やってくれていないくせに押しつけているんじゃないかという思いがすごくあると思うので、そのあたりを一度すっきりするような形をつくっていただきたいなと。

それから、あと、もう一回、目的をしっかりと明確にしたほうがいいかなと。御意見の中には、「省エネをやるもので、再エネの拡大の戦略じゃないでしょう」みたいなものも

あって、だから省エネ対策をやっている立場の方からすると、それって違うんじゃないかなというふうに思われると思うんですが、そもそもパリ協定で2℃未満、最近の1.5℃報告書では1.5℃にしなければいけないというその前提条件で全員が本当はやらなきゃいけないと。そのうちの大規模事業所さんにはこういう形でお願いをしているというような、そういうビッグピクチャーの中でのこの部分というのを見せないと、何で自分たちだけこんなに厳しいことを要求されるんだと。確かにボトムアップでいうと、事業者にとってすごい厳しいんですけど、パリ協定はもっと厳しいことを要求しているという前提の中で、少しそういう違った立場でこれを言っているんだよということを御理解いただくようなことも必要なかなと。

それから、ボローイング、バンキングの話で、これは結構何か非常にもめるというか、非常に事業者さんから不満が多いんだなというふうに感じたんですが、逆に言えば、もうちゃっちゃと2030年達成したようなところは「もう、はい上がり」みたいに卒業マークでもないですけど、そういうのをつけてあげて、バンキングではないんですけども、それがある意味でのバンキング的な要素で、早めにやったほうが累計で排出量というのは少なくなるわけですから、ボローイング、バンキングよりも、累計でこの事業者は早めにやったことによって、こんなに削減に貢献していますよみたいな見せ方を入れていただくと、コスト的なバンキングというところにははまらないかもしれないですけども、すごく貢献度が大きいわけですから、末期にやるよりは。そういったことを別な形でインセンティブで提案できるような、そんな仕組みもあったらいいかなというふうに思いました。

以上です。

○高村座長　ありがとうございます。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員　御説明いただいてありがとうございました。

結果的にはパブリックコメントでいくつか御意見をいただきましたけれども、都からの提案は、パブリックコメントで諮った案でいきたいということなんですよね。

それだけ見ると、あまり変わっていないじゃないかという話になるかもしれないけれども、経緯を考えると、高村座長がおっしゃったように、第3回の検討会で事業者の方から御意見を、我々も直接聞かせていただきました。基本的にいただいたパブリックコメントの案を見ると、結局、その中身を踏襲したものと言えると思うので、そういう意味では、専門的事項検討会で検討した案自体が事業者さんの意見を踏まえた案だということだなというふうに思います。

特に一番大きいのは、制度の根幹の一つとも言える基準排出量の扱いを当初の案から変更した案にまとめたということですよね。これはまさしく、事業者の方の御意見を伺ったときにも一番大きな御意見だったと思うので、それを踏まえた検討がなされた。変更した案でパブリックコメントをかけたということも非常によかったんじゃないかなと思います。

もう1点、中身に即して言うと、バンキングの話が引き続きいくつか御要望がありましたけれども、ただ、これも、都の当初案のように、基準排出量を変えるということであれ

ば、バンキングの扱いを変えるということもあったと思うんですが、そうでなくて、前の基準排出量のままでいくということなので、これも提案どおりの案でいいんじゃないかなと思います。

いくつか御紹介いただいている意見の中で、第一期のバンキングの成果、余剰削減量が第二期で終わりにになると、市場を乱すみたいな話もあったんですが、これも取扱いを変えて、今まで二期、三期と使えると言っていたのを、突然使えないよと言ったとすると、そういうことがあるかもしれませんが、これは当初から次の期にしか使えないといっているもので、制度変更したわけじゃないので、そういうこともあり得るかもしれないけれども、その影響はそんなに大きくないんじゃないかなと。あるいは大きくしないような必要があると思うんですが、それよりも、仮に第一期の超過削減量をそのまま第三期にも使えるとか、そういうふうにしたことの方がデメリットが大きいと思うんですよ。やはり、削減義務率の水準というのを仮に、今、提案されている水準というのを第一期の超過削減量も使えるようにすると、本当に何もなくていいみたいな話になってしまいますから、それでは制度が存在する意味自体が問われることにもなるので、そういう意味から考えていても、バンキングの扱いもこの御提案の扱いでいいんじゃないかなと思いました。

あといくつか感想みたいなことはありますけれども、とりあえず、そこまで。

○高村座長 ありがとうございます。

有村委員、お願いいたします。

○有村委員 引き続きバンキングについてなんですけれども、確認したかったのは、第一期を始めるときに、このバンキング、排出枠が次の期にしか使えないと明確にしたかというところだったんですけれども、今、大野委員からあったように、もう既にそうだったということなので、そういう意味では制度変更ではなくて、当初の計画案をそのままやっているというところは大事なかなと思いました。

一方で、東京都の方にここで確認されたほうが良いと思っているのは、シミュレーションなんですけれども、余った排出枠を最後に使おうというようなインセンティブにはなと思うので、それが全部市場に出たときに、先ほど、6割の事業者の方は何らかの削減を更にしなければならないというお話だったんですけれども、そこでのデマンドと、今バンキングで余っているものとのバランスがどうなっているのか、そのときにどういうことが起こり得るのかというのは考えて、必要であれば対策なんかも考えたほうがいいかなというふうに思いました。

それから、あと、事務手続に関して、これは全く議論はなかったという御意見があったんですけれども、これも東京都の方では何らかのいろいろな取組をされて簡素化しようとはされているんだとは思いますが、ただ、事業者の方からすると、東京都の制度があって、省エネ法の報告書もあって、温対法の報告もあって、いろんなものがあるので、これはここの中で議論する話ではないかもしれませんが、国と各省庁のいろんな報告書のフォーマットを統一にするような形のものがどこかで議論されたりすると、事業者の方にとって、少しそういう手続が簡素化されていいのかなというふうに思いましたので、そういったような話をどこがどこに持ちかけるのか分かりませんが、そういった視点も

必要だろうというふうに思いました。

それから、今回、目玉になるというのは、再エネ電力の促進のための制度が新たに加わったというところで、これが非常に新しい評価されたところだと思うので、これに関しては非常に分かりやすい資料をぜひ御用意していただいて、対象事業者の方に御説明をしていただくということは非常に重要になってくると思います。

それと、もう一つは、電力事業者の方にも、実は東京都がこういった形で再エネ電力を後押ししているんですということを周知されて、供給側の方でも、そういったインセンティブを持つような形になるような方法で誘導できればいいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

望月委員、お願いいたします。

○望月委員 バンキングのことがいくつか出てきたので、関連してですけれども、超過削減できたのは大きく分けて、設備更新と、運用による努力という2種類あると思います。設備更新をしたことによって超過削減できたところは、バンキングが使えるとしても、前の状態に戻ることは基本的にないと思います。あとは運用で努力しているところも、照明に限ってですけれども、調査すると、現状の環境で良いという評価が結構多いです。ですから、バンキングをずっと無期限に使えるようにしても、多分、元に戻るということはないので、翌期に限ったほうが現実的に良いと私も思いました。

○高村座長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

他に御意見がありましたら、またいただこうと思いますが、私個人の意見を申し上げたいと思います。一つは、委員の先生方からも今御意見がありましたバンキングについてです。かなり多くの意見を事業者さんからいただいたと思います。これはヒアリングのときもそのような議論だったと思いますけれども、今回、先ほど大野委員でしょうか、おっしゃいましたように、基準排出量を当初の考えから変更したわけですが、先ほどの資料の16ページでしょうか、以前の検討会の資料を付けていただいておりますけれども、原案を維持しても、既に1,000万トンほどの、かなり大きな繰り越しが行われ得るような状況にあるとすると、実際には削減が起きない、あるいは削減を進めるインセンティブが働かないという点から、今、事務局から提示された案に賛成であります。

他方で、意見の中で御指摘がありました、アーリーアクション、できるだけ早く、例えば、排出をしない建築物あるいは事業所にしていく、そういう設備投資をしていくというインセンティブがつくような制度であるべきというご指摘があった点は、非常に大事な点だとも思っていて、これは河口委員がおっしゃった点と重なってまいりますけれども、先行して投資をし、建替えをされたり、設備投資をされて、ほぼ排出をしないような構造の建物、建築物にされたときに、それを制度の中できちんと評価をする、そういう制度が将来必要になってくるのではないかと思います。できるだけ早い行動を促し、そして、できるだけゼロエミッションビルディング、事業所に向けての投資をしていただくインセンティブがつくような制度という観点から、改めて制度を考えるという点は、今後の第四期

以降の検討の中で、ぜひ検討していただきたいと思っている点でございます。

二つ目は、これも何人かの委員からございましたけれども、再生可能エネルギーの利用を義務の達成の一つの方法として、今回、選択肢として明確に位置付けたという点です。もう既に省エネの努力では非常にコストが高いというような場合にも、こうした再エネ、低炭素電力の利用によって削減ができるという仕組みだと思います。御存じのように、現在、国の政策も、エネルギーをめぐる状況もかなり大きく変化をしていますので、これも何人かの委員からありましたように、どういう選択肢があるのか、どういう仕組みなのかということをつかりやすく示していただく、あるいは、事業者さんと電力の小売事業者さんとのマッチングも含めて努力をしていただけるといいなと思っております。

以上、私の意見は、2点でございます。他に委員から何か御意見はございますでしょうか。

河川委員、お願いいたします。

○河川委員 事業者の方から事務コストが高いというのがいろいろな形で、いろいろなコメントのところで、そういう気持ちがあらわれているような気がするんですが、実際にどのぐらい事務コストがかかっているのかということ、東京都の方で検証でもないですけど、していただいて、こういう事業者のこの規模だったら、サンプリングでもいいですけど、このぐらにかかっていますねみたいなお話を、ぜひ聞いていただいて、先ほど、有村委員からあったように、それ以外に、国のあれがあって、これがあって、それでこれをしてとか、担当者はこんなに大変なんだよみたいなことを、いくつか見るなり、検証するなりもしていただいて、その結果、こういう節約ができますねというようなことを見せていただくと。こういう制度ですので、事業者の方はいろいろな作業を義務付けられるわけですね。その義務付けがいかにか合理的で生産的な義務付けであるかということを示していただくためにも、東京都としても最大の努力というか、汗をかいていくというか、そういう姿勢を示していただけると、その結果、これは要らないとか、そういうことが出てくると思うので。いろいろなタイプの事業者さんと一度、事務コスト軽減のため、事務作業軽減のために何ができるのかなというようなことをきちっとやっていただいて、それが分かるような形、このコメントのところにいろいろと埋め込まれているところを、外出しするでもないですけども、そういう形でいろんなサポートの制度はこういうのがありますとか、コスト軽減のためにこんなことをやっているとか、意見の反映というのは、こういう形であるみたいなのを見ていただくといいなと。これだと、ぱっと見たときに、原案どおりでいきます、原案どおりでいきます、原案どおりでいきますというところだけが出ちゃうので、全然何かすごい頑なな感じなのというふうに、ぱっと見たときにイメージをしてしまうんですね。

今日、御説明いただいたら、いろいろなところでかなりフレキシブルにやられている部分もあるなというふうに感じたので、それがこの制度に対して精神的にもポジティブにやろうという気になるのかなという、そういう仕掛けというのが必要かなというふうに思いました。

それから、事業者の方もコストがかかると。確かに大規模な設備ですと、それだけ設備投資もかかるんですけども、実質的に省エネができれば、その分の省エネメリットとい

うようなものもあると思うので、具体的に早期削減をしたことによって、どういうメリットがあるかと、こういう部分を見せていただいて、コストをかけて設備投資をやらざるを得なくてはいけなくて嫌だなというのではなくて、やったことがこんなにメリットになっていくと。エネルギーコストの削減ですとか、従業員の暮らしやすさとか、働きやすさとかにつながったとか、そういう部分もぜひ見せていただいて、先ほど、座長がおっしゃったアーリーアクションをとったほうがトータルで見て得だよということ。特にここに対象になっているところは大規模事業所さんですので、上場企業が本部なんていうのも多いところだと思うんですけれども、そこにはTCFDですとか、いろいろな意味でやらなきゃいけないという別な大きな波が来ているので、東京都に対して「こんなのやりたくないよ」というようなレベルではなくて、世界的にもう当然やるんでしょというような波が来ている中で、逆にこれをうまい具合のレバレッジとして効かせていただいて、会社全体の、企業全体の企業価値向上というものにつなげていく、そういう発想にもつながるように。多分、それがつながってなくて、非常やりづらい大変な仕組みがここにぼんともあると思うので、会社全体の仕組みにつながるようなルートとか、そういうふうなシナリオを見せられるようにしたらいいかなと思いました。

以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 今回の検討は、去年の春から参加させていただいたんですけれども、私は当初の制度構築も担当してまして、それも踏まえた感想も含めてなんですけれども、今回の第三期の検討に関する状況というのは二つ違ったかなと思います。最初の制度をつくる時には、「低炭素」というところが東京都の目標でもあったし、世界全体の目標でもあったところが、「脱炭素」というレベルが違う段階に入っているというのが一つ。もう一つは、実際に排出削減をしていく上で、利用可能な手段としてエネルギー効率化に加えて自然エネルギー、再生可能エネルギーというのが実際に使えるようになってきていると、変わったと。この二つが大きな点だったかなと思います。

そういう点から、今回、最終的に御提案いただいた仕組みを見ると、辛うじて大きな二つの要請とか、変化に応えられるものの端緒にはなったかなというふうに思うんですけれども、まだ本質的には、もっともっと大きく変わっていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思います。

ですから、そういう意味では、まず、第三期の制度を着実に運用すると同時に、さらに「ゼロエミッション東京」と、東京都からありますけれども、あそこに行くには本当にどういうものが必要なのかということを、もっと議論をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思いました。

いただいた意見の中で、こういう制度を検討するときに、削減義務の対象の当事者である事業者の意見を聞くべきだという声があったんですが、それはもちろんそうなんですけれども、ただ、大事なことは気候変動対策の当事者というのは、制度の対象者だけではないんですよね。気候変動というのは、もっと大きな影響を与えるものなので、これは将来の国民も含めて、そこは代表しようがないので、一般国民であるとかNGOで

あるとか消費者団体であるとか、いろいろなところが当事者、同じような当事者なわけですよ。

だから、そういう意味では、事業者ヒアリングをやっていただきましたけれども、今回、私、途中で一回申し上げましたが、事業者の方からだけしかヒアリングできなかったというのはちょっと残念だったかと思います。

もう一段高い段階での取組を今後進めていく上では、そういういろんな階層の方の意見も聞くような場を設けていくことが必要じゃないかなと。第三期はこれでいいとして、その後のステップを、まだまだやらなければいけないことはあるわけですから。

そういう意味で、一つだけ最後に御紹介したいと思うのは、これはエピソードになってしまうんですが、東京都の制度は大規模なビルが対象事業所の一つなので、テナントの位置付けというのが非常に大事なんですよね。第一期の制度をつくるときも、所有者がいくら努力をしても、テナントが協力してくれないとやりようがないということで、テナントに対する協力義務をつけたと、これも御紹介がありました。確かに第一期の最初のときというのは、大手のディベロッパーの皆さんなんかも入っているテナントさんに省エネの協力をお願いするということはほとんどなかったというお話を伺いました。第一期の制度ができてから、テナントの方に協力のお願いに回り始めたというふうなことがあったわけなんですけど、最近は状況が変わってきておりまして、今、河口委員からもTCFDの話もありましたが、やはりテナントさん、特に都心の大手のビルに入られているのは、世界的な大企業の方が多いんですよね。そういう方から、むしろ、もっとエネルギー効率化であるとか、あるいは自然エネルギーを使わなきゃならないというふうな声も上がってきている状況だと思います。

私が今やっている自然エネルギー財団というのは、まさに自然エネルギーの利用促進に関する政策研究をやっているシンクタンクのようなところなので、海外の大手企業から直接連絡が入ってきて、日本の某大手のビルに入っているんだけど、もっと自然エネルギーを使いたいと思っているけれども、なかなか使えないと、どうしたらいいんだろうかみたいな、そういうリクエストも来るんですよね。こういう声というのは、もっともっと強まってくると思います。そういう意味では、東京という都市が、本当に企業が立地したいような場所になってくる。脱炭素社会においても、魅力的な企業立地の場所になっていくためにも、こういう取組をもっともっと進めていくことは、決して東京の成長にマイナスではなくて、むしろプラスの不可欠みたいな面であるということもあると感じましたので、そういうことを最後に申し上げたいと思います。

○高村座長　ありがとうございます。

望月委員、お願いします。

○望月委員　関連してですが、資料の7ページを見ますと、ホテルとかテナントオフィスとか、利用者がどういうふうに使うかが読めないというところにビルオーナーは守れないのではないかという不安を感じるのだと思います。こういう取組をしたら実際にこれくらい減ったとか、平均的なビルの実態とか、頑張ればどこまで減らせるのかなど、いろいろな具体的な事例を情報共有していけば、自分のビルでもどういう取組ができるのか具体的にイメージしやすくなると思います。ぜひ、セミナー等で事業者に対する啓発活動を行って

いただきたいと思います。

○高村座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、委員から御意見いただきましたけれども、今日は事務局から、これまでの検討会での議論とパブリックコメントを踏まえて制度改正の最終案を示していただいた形になります。

委員からいくつか強調された点があると思いますけれども、基本的には今回提示をしていただいている事務局案に異論はないと思います。ただ、事務局案を具体的に制度にしていくときに、例えば、分かりやすさですとか、事業者さんへの説明の仕方、それから、実際に取組のメリットができるだけ見えるような、そうした工夫、経験交流、こうした制度が事業者さんにとって分かりやすい、使いやすいものになるような今後の取組をしていただきたいというのが共通した委員からの要望だったように思います。

私の理解としては、先ほど申し上げましたように、この検討会の整理としては、事務局案におおむね異論はないというふうに思いますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

先ほど、都からの御説明にもありましたけれども、検討会で議題としては議論しておりませんけれども、パブリックコメントに制度の一環として御提案をいただいた低炭素熱の選択の仕組み等々については、さらに事務局、都の方でしっかり制度の構築を進めていただきたいと思います。

そのようなことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、議題2に移ってまいります。資料3の地球温暖化対策報告書制度について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○事務局 地球温暖化対策報告書制度における新たな取組に関しまして、パブリックコメントで寄せられた御意見と都の考え方を御説明させていただきます。

資料の3と、併せて参考資料5を御覧いただければと思います。

始めに、パブリックコメントの際にお示しした内容になりますが、制度改正の概要について振り返りを簡単にさせていただきます。参考資料5を御覧ください。

「1. 制度概要」について、ページ右下の太枠内のところでございますが、義務提出者を対象に、毎年度、CO₂排出量削減率が一定水準以上を達成した事業者を優良事業者として評価し、公表いたします。あわせて、再生可能エネルギー等の導入実績に関する報告を新設いたしまして、優良事業者を対象にその取組実績を評価し、公表いたします。

1枚おめくりいただきまして2ページ目でございます。

「2. 評価方法」についてでございます。地球温暖化対策の取組実績が優良な事業者の評価方法につきまして、評価基準はCO₂排出量削減率及び原単位改善率とし、直近5

か年の平均値により算定いたします。

原単位改善率が1.3%以上を達成した事業者を優良事業者として評価し、公表いたします。優良事業者のうち、CO₂排出量削減率が1.3%以上を達成した事業者には、以下の表のとおりランクを付与いたします。

また、CO₂排出量削減率等の算定に際しまして、再生可能エネルギー等によるCO₂排出量削減実績を報告した場合には、その値を反映することができるものといたします。

次に、再生可能エネルギー等の導入実績が優良な事業者の評価は、報告書を作成した全ての事業所に占める導入事業所数の割合に応じて評価いたします。

3番目以降の説明については、本日は割愛させていただきます。

参考資料5の別紙でございますが、評価とランクの付与のイメージ図を記載させていただいております。御参考までに御覧いただければと思います。

制度改正の概要については簡単でございますが、以上になります。

続きまして、資料3にお戻りいただきまして、パブリックコメントで寄せられた御意見と都の考え方について御説明させていただきます。

本制度につきましては、7者・10件の御意見を頂戴しております。

2ページを御覧いただければと思います。

「1. 制度概要」に関する御意見でございます。再生可能エネルギー等の導入実績に関しまして、「取組実績が優良な事業者」を評価・公表することには異論がないが、排出量削減の目的を逸脱することのない、バランス感のある運用を行っていくべきであるという御意見でございます。

こちらにつきまして、都の考え方といたしましては、本制度は、都内中小規模事業所を対象に、その設置者が事業所ごとのCO₂排出量を把握し、気候変動対策を実施していただくことを目的としております。

本制度では、CO₂排出量の削減に向け、指針等におきまして地球温暖化対策メニューを定めており、省エネルギーの運用対策や設備導入対策、再生可能エネルギーの導入等について示しております。

今回の制度改正では、CO₂削減の優れた取組を行っている事業者を評価・公表するもので、再生可能エネルギー等の導入実績に関する評価については、ランクの付与とは別に☆印などで評価いたします。また、CO₂排出量削減率等の算定に際し、再生可能エネルギー等によるCO₂排出量削減実績を報告した場合には、その値を反映することができることも検討いたします。これらの方策によりまして、再生可能エネルギー等の導入に積極的な取組を行う事業者の後押しにつなげていきたいと考えております。

続いて3ページでございます。

ランクの付与について事業所がアピールできるものとして、認定ロゴマークや認定証等の配布の御要望がございましたが、こちらにつきましては、事業所に掲示できるツールなどの提供や優良事例をセミナーでPRするなど、一般都民や投資家等に向けた情報発信を工夫してまいります。

次に、削減された温室効果ガスの量に応じて、税金を軽減するという制度があれば、取組を促すことができるという御提案がございました。

都の考え方でございますが、これまでも、中小企業者が都内の中小規模事業所に特定の省エネルギー設備等を取得した場合、法人事業税等を減免する省エネ促進税制を実施しているところでございます。

続いて、4ページを御覧ください。

「2. 評価方法」に関する御意見でございます。

事業者の評価におきまして、原単位改善率を用いる考え方を入れる案に賛同するとの御意見がございます。

本制度は、事業者単位の報告でございまして、毎年度、事業者数が新設・廃止等により増減する制度の特性を踏まえ、評価の視点には「CO₂排出量削減率」に加えて、「原単位改善率」も取り入れて評価いたします。

続いて、CO₂排出量の総量による評価は、保有ビル数の増減に比例して変動するため、省エネ努力が反映されづらく、評価基準として不適切という御意見でございます。

都の考え方でございますが、本制度は、都内中小規模事業所を対象に、その設置者が事業所ごとのCO₂排出量を把握し、具体的な気候変動対策を実施していただくことを目的としており、本社等で一括して報告書を取りまとめ、都に報告する制度でございまして。評価の視点には、毎年度、新設・廃止等により事業所数が増減する制度の特性を踏まえ、「CO₂排出量削減率」に加えて「原単位改善率」も取り入れることで、事業者の取組意欲を喚起する評価制度といたします。

5ページを御覧ください。

省エネ法でも年平均1%以上の低減を維持することが困難であるとの認識がある中で、今回の評価基準を1.3%、2.6%としている根拠が不明である。また、省エネ法と違いテナント管理権限分も含めたエネルギーで評価されるため、テナントビルではテナントによる影響が大きく、報告義務者の努力は平等に評価されないため、不公平な評価制度であるという御意見でございます。

都の考え方といたしまして、評価の水準は、検討会やパブリックコメントでも御説明させていただきましたが、都の2030年削減目標の達成に向けた対象事業所の目標排出量を踏まえて、1.3%と2.6%の削減水準を設定いたしました。後段の御意見につきまして、本制度では、事業所ごとにCO₂排出量等の報告を求めており、テナントビルビルでは、建物全体を報告対象としております。また、都が定める指針等におきまして、地球温暖化対策メニューを定めており、オーナーとテナントとの協力体制の整備などを通じたCO₂削減の推進について示しております。今回の制度改正では、こうした制度の趣旨を踏まえまして、原案のとおり、建物全体のCO₂削減量等を基に、優良な事業者の評価・公表を行います。

次に「2030年に2000年度比30%削減」という現在の都の温室効果ガス排出削減目標がパリ協定に沿わないことを踏まえ、目標を引き上げる必要がある。それに伴って取組実績が優良な事業者の評価基準も再検討すべきであるといった御意見でございます。

都の考え方といたしまして、削減の水準は、2030年目標を踏まえた水準を設定しておりますが、進捗状況や事業者の取組状況等に応じまして、一定期間で削減水準の見

直しを検討いたします。

続いて、6ページを御覧ください。

「3. 報告書に記載する主な事項」に関する御意見でございます。

1点目が、グリーン電力（熱）証書の利用も再エネ導入実績として取り扱っていただきたいとの御意見ですが、都の考え方といたしまして、これらの証書も対象として取り扱ってまいります。

次に、CO₂排出量に加え、費用換算した場合の金額を記載したほうが、その価値が分かりやすく伝わるとの御意見でございます。

都の考え方といたしまして、本制度の趣旨を踏まえた上で、原案どおり事業者単位でのCO₂削減量等に着目し、優良な事業者を評価・公表する制度の導入を通じて、事業者の取組意欲を更に喚起してまいります。

7ページを御覧ください。

総量削減義務制度と報告書制度で別々に報告を行っていることから、どちらかに報告をまとめるなどを行いまして、事務処理の効率化をお願いしたいとの御意見でございます。

都の考え方といたしまして、各制度の目的や対象が異なることから、それぞれの報告の提出等を求めているところでございますが、今後とも事務処理の負担軽減・効率化に努めてまいります。

4番、5番についての特段の意見はございませんでした。

パブリックコメントで寄せられた御意見等との考え方については以上でございます。

これらを踏まえまして、事務局といたしましては、地球温暖化対策報告書制度に関する改正事項につきまして、パブリックコメントでお示しした案を最終案とさせていただきたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明がありました資料3について、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

河口委員、お願いします。

○河口委員 ちょっと早めに出ないといけないので。

こちらの制度に関しては、中小企業の方たちにインセンティブを与えようということが主目的で、別に罰則をしようというわけではないんだと。そうなりますと、いかにこれを広めていくかということと、これがあることによって皆さんにやる気を持ってもらおうかと。やったら楽しいよねとか、いいよねというような仕掛けが非常に必要かと思えます。

いただいた御意見の中でもロゴをつくるですとか、どうやって広めるかということですか、あと、どのぐらいのコストがかかるのか、100万円みたいなことが書いてあったんですけども、それは難しいということなんですが、実際にこれで評価をされたような事業所のベストプラクティスの事例のようなものを出していただいたり、これもちょっとコストがかかるんですけども、こういうのは表彰の仕組みとかをつくると、

結構頑張るところがあって、それをお店にばんと張られるみたいにして、そうして周りに広められるような、これをやると、もっと中小企業でも頑張るといいことがあるんだよというような仕掛けを、ぜひ検討していただくと、単にやりました、評価されました、ホームページに載っていますよという以上に広まるかなということ。

こういうことをやること自体が、今のところだと、「よいことをしているから褒めてあげよう」というところもあるんですけど、もう脱炭素の時代になると、「やらないとまずいでしょう」というふうに、だんだんその認識が変わってくると思うので、なるべくこういうことは早くやっておいたほうが企業のためにもなるというような背景説明とともに出していただくといいかなと。

やはり、全体を通して、いただいたコメントというのは、今々時点でのコストとかベネフィットということに非常にフォーカスして、これは事務の方ですと当然なんですけれども、東京都の目線というのは2030年ということですので、その後、どういう変化があり得るかということと、だから、今何をしておけばいいのかという時間軸の中で東京都は考えているんだと。この時点で切るとこうなんだけれども、時間軸があるんだよということ、ですので、こういうことを考えていると。そのあたりは説明というか、背景の情報提供というのを、もうちょっと丁寧にやっていただくと、こういうことに関して、よりポジティブに取り組みたいという事業者が増えるのかなと思いました。

なるべく、これは全員でやらなければいけないので、都と事業者の人とか都民の人が協力関係で一緒にやっていく仕組みが大事だと。私が先ほどから意見を申し上げているのは、全員がやらなければいけないことであるので、だったらいがみ合わないで、全員が一致団結して、ポジティブな気持ちでできるような仕組みが絶対必要だなと。そういう面では東京都にも御努力いただきたいですし、一般の都民の方とかにも、長期的に何をやらなきゃいけないんだという覚悟を持っていただく。そちらの意識のレベルをつくるというのが、ある意味、非常に重要なことなのかなということで、そういう趣旨で申し上げます。

以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

有村委員、お願いいたします。

○有村委員 こちらは、今、河口委員からありましたように、エンカレッジする制度だということで、ぜひ、ロゴ、認証マークなどを来年度あたりに検討していただいて、自慢できるようなものと、事業者の方もすごくいいのかなと思います。アメリカなんか行くと、エナジースターなんかのマークがついていたりして、「ああ頑張っているんだな」とか、いろいろホテルなりビルなりで思ったりするので、そういったものがあると、非常にやる気につながるのかなと思います。

それから7ページ目に書かれていた、事務的な簡素化というところは、大規模事業所も抱えているような事業者の方は、中小事業所に対して、例えば、総量削減義務制度の報告と同じような枠組みとか、何かそういったような形で、できるだけエンカレッジして、中小事業所を取り込めるような形で御努力いただきたいなというふうに思います。

○高村座長 ありがとうございます。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 私も今回の制度案はこれでいいと思うんですけども、その前提の上で、中小規模事業所を対象とした、この制度というのは、実は二つの大きな要素があって、中小規模事業者の方が持っている個別の中小規模事業所がボランタリーで出すものと、それから、会社としては大手の企業なんだけど、持っている事業所1個1個は小さいと。それを合計した場合に一定の規模になる場合には、義務的に提出をしていただく。この二つの制度があるんですよね。

だから、本当に中小規模事業者を対象とする制度は、ボランタリーにやっていただいているエンカレッジなんだけど、もう一方で、大手の事業者が持っている、1個1個は小さいんだけど、合計すると大きいというのは、東京都のキャップ&トレード制度は、事業所単位でやっているの、義務付けの対象にならないんだけど、これは世界の削減制度の中では事業者単位でやっているものもあるんですね。そうすれば、本来は削減義務の対象になるような事業所も入っているという特徴もあるから、そういう意味では、今後の運営の中では、特に大手の事業者の方が持っている事業所については、中小事業者の方がボランタリーでいるものを超えるような取組が本来求められるはずだと思うので、そういう意味では、そういう制度の特徴も生かした運用をされていくことを期待したいというふうに思います。

○高村座長 ありがとうございます。

望月委員、お願いいたします。

○望月委員 ランク付与のところで、原単位が2.6%を超えない限りCO₂の削減率が10%を超えてもSランクになってしまうわけですが、1.3%以上のSランクの中でもCO₂削減率が10%もあれば、結構頑張っているのだと思います。なぜ原単位2.6%で横にスパッとランク分けをしたのか理由を教えてください。

例えば、Sランクで原単位の改善率が1.3%から2.6%の範囲であっても、CO₂総量を頑張って減らした場合には、SSランクにするなど、階段状にランク付けをなぜしなかったのでしょうか。

○高村座長 ありがとうございます。

今いただいたのは、具体的な御質問だったと思います。事務局からお答えいただけますでしょうか。

○福安中小規模事業所対策担当課長 御質問、ありがとうございます。

この御質問につきまして、事業者単位で本制度の評価をしていくというところがございます。事業者の中で、事業所全体の合算した延床面積が大きくなっている事業者もあれば、一方で、延床面積が小さくなっている事業者もございます。また、それぞれ事業者ごとの特性や営業形態も異なっています。よって、今回は、そういった諸々の要素を一つ一つ確認をして評価するというよりも、評価の仕組みをシンプルな形で、まず総量に着目して1.3%以上削減しているかどうかで評価いたします。その上で、原単位でS、SSという位置付けをさせていただいております。

○望月委員 もし、SランクとSSランクとで事業者側が受けるメリットがかなり違うようであれば、Sランクの中でも頑張って総量削減しているところをより評価してあげるよ

うにすることで、更に頑張って削減が進むのではないかと思います。

○高村座長 Sランクの切り方を含め、事業者の努力をどういうふう適切に評価をするかという御指摘だったかと思います。事業者さんの様々な実態がある中で、できるだけ簡素化をしてということで、事務局から御説明があったかなと思います。今、望月委員から御指摘があった点を踏まえて、運用の中で、もう少しどういう実態なのかを見ていただいて、その上で場合によっては改善をするということもまた検討をしていただけるといいかなと思います。いかがでしょうか。

○福安中小規模事業所対策担当課長 個別の事業者を確認させていただきながら、評価・公表の運用の中で検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○高村座長 他にはいかがでしょうか。資料3についてですけれども。

よろしいでしょうか。

それでは、この資料3、地球温暖化対策報告書制度についてですけれども、こちらもこの検討会の議論、パブリックコメントを踏まえて、最終案を示していただきました。ただいまいただいた御意見を踏まえますと、この事務局案におおむね異論がないというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○高村座長 その上で、御指摘がありましたように、今回、第一歩を踏み出したわけですが、改めて運用の実態を見ながら、よりよい制度にしていくということを引き続き検討いただきたいと思います。

今日の議事は以上でございますけれども、何か委員からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

昨年の春から議論をさせていただいて、委員の先生方、それから、事業所、事業者団体の皆様にいろいろな意見をいただき、検討会の議論は大変活発に行われたと思います。

先ほど、大野委員、河口委員からもありましたけれども、随分世の中が変わってきて、特にここ2、3年大きく変わってきていると、私自身も思っております。これは国のエネルギー政策も含めてですけれども。事務局もそういう変化の中で、どういうふうはこの制度を、様々な制度を運用していくか、かなり御苦労なさったかと思いますし、同時に、事業所の皆様にも一種戸惑いというんでしょうか、変化の中でどういうふうに対応していくのかと、どういう制度になるのかということについて戸惑い、あるいは不安もあるのではないかと思います。

私から一つ、ぜひ申し上げたいと思っておりましたのは、実は議題の1のところ、委員の先生方から御意見がありましたけれども、排出をしないでビジネスができるということを世の中が求めるようになってきているということだと思います。これは昨日、ちょうど経団連さんが、2030年の目標と合わせて、傘下の企業さん、事業所団体さんの2050年ビジョンを集めて公表されました。66の事業者、団体が既につくっていらして、さらに200近くの事業者、団体が策定を検討されている、予定をされているということです。これは経団連さんのホームページを見ていただくといいんですけれども、それらを拝見しますと、排出をしないで、どうやって事業活動をするかということに非常に大きな関心を持たれるようになってきているということがよく分かります。

同時に、東京都の排出量取引制度の検討、それから資料3の議論の中にもありましたけれども、事業を行う場、不動産ですとか建築物について排出をしないような不動産、建築物に対する期待が、そういうビジネスのポテンシャルが非常に大きくなっている。大野委員からテナントの例の御紹介がありました。もちろん、今回議論してきたことは温暖化対策としてその施策の議論をしておりますけれども、こうした変化の中でビジネスの場として東京が魅力的な場になるかどうかという意味でも重要な施策だと感じました。

そういう意味では、排出が少ない、排出をしないということが不動産の価値としても、東京という場のビジネスにとっての立地としても、その価値が見えるような工夫、表示ですとかロゴについて御意見がありましたけれども、そういう工夫もあわせて、ぜひ施策を進めていただきたいと思います。

最後でございますけれども、事業所・事業者団体さんからの意見表明でもパブコメでも、これまで議論してきましたキャップ&トレード制度、あるいは、地球温暖化対策報告書制度といった業務部門、産業部門の取組ももちろんですけれども、同時に、その他の運輸部門や家庭部門も含めて、きちんと対策を進めるべきだという意見をいただいていると思います。今回の検討会の結果も踏まえて、制度をきちんと運用していただきたいと思いますと同時に、総合的で効果のある温暖化対策を、魅力的なビジネスの場としての東京都をつくるという観点からも進めていっていただきたいと思います。

以上で予定をしております議事を終えましたので、事務局に進行を戻したいと思います。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

では、事務局にお願いいたします。

○千田総量削減課長 高村座長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様方、大変貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。

パブリックコメントに限らず、事業者の皆様方へのコミュニケーションの取り方ですとか、いろいろ示唆に富む御意見だったと思っております。

この制度は、事業者様の御理解、御協力がないと成り立たない制度でございますので、その点についても不断の改革に努めてまいりたいと思います。

本日の都の最終案については、委員の皆様から御了解をいただきましたので、一番最初に御説明申し上げましたが、制度改正の最終案として速やかに公表をしてまいりたいと思っております。

また、本検討会につきましては、今年の3月から始まりましたけれども、今回で最後となります。委員の皆様方には本当に長い間、御対応、お付き合いいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の検討会を終了いたします。

ありがとうございました。

午前 10時19分 閉会